

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者指定辞退届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和6年10月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 辞退業者名等

京都府宇治市小倉町堀池21番地の22

株式会社玄工業

金山 玄右

2 辞退届出年月日

令和6年10月4日

(上下水道局下水道部管理課)